

民生水道常任委員会

平成24年6月25日

葛城市議会

7. 付 議 調 査 案 件

議第31号 葛城市印鑑条例等の一部を改正することについて

議第33号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議第36号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時29分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。先週は、台風4号とその次の日の大雨ということでだいぶ心配されましたけれども、私の住む山田でちょっと一部土砂が流れましたけど、市全体としては大過なくよかったなというふうに思っています。ただ、今週も雨マークばかりですので、これからも注意をしていただきたいというふうに思います。

本日は、民生水道常任委員会を開会いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙の中、全員の出席を賜りましてありがとうございます。最後までスムーズに会議が進行しますようにご協力お願いいたします。

委員外議員の方がおられます。ご紹介いたします。春木議員さん、中川議員さん。よろしくお願いいたします。

一般傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

吉村委員長 なお、発言されます場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の審査に入ります。

まず初めに、議第31号、葛城市印鑑条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案の説明に入らせていただく前に、総務省が発行いたしております「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」というパンフレットを用意いたしておりますので、ご参考にごらんいただければと思います。

それでは、上程いただいております議第31号、葛城市印鑑条例等の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の改正に伴い外国人住民が住民票に記載されるため、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語について、関係条例の整備が必要とすることと相なったわけでございます。葛城市印鑑条例の一部を改正する主な改正内容につきましては、さきに述べました外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票等の用語の整備のほか、住民基本台帳法施行令及び住民基本台帳施行規則の改正に

より、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例である通称を用いた印鑑の登録及び取扱いの改正を行うものでございます。

ただいまより詳細についてご説明申し上げます。お手元に配付いたしております葛城市印鑑条例の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。よろしいですか。

まず、第2条からであります。第2条につきましては、登録資格を提示しているものでございまして、この現行条例におきましては、第1項第1号に日本人住民、同項第2号には外国人住民について明記していましたが、外国人住民についても住民票に登録されることにより、住民基本台帳法に統一するものでございます。

続きまして、第4条でございます。1枚めくっていただきたいと思っております。この中で、第4条第5項中に「市長が」を「市長は」に改正するものでございます。

続きまして、第5条でございます。これにつきましては、登録印鑑の改正点でございます。まず、第2項第1号と第2号ですが、「外国人住民に係る通称を用いた印鑑の登録を可能」と明記するものであります。現行の条例においても、外国人登録原票に登録のある通称を用いた印鑑の登録を可能といたしておりましたが、この改正により、そのことが明確に表現されたこととなります。また、新設された第3項につきましては、非漢字圏の外国人住民について、当該外国人住民の住民票の備考欄に記載される氏名の片仮名表記を利用した印鑑の登録を可能とするものです。

続きまして、1枚めくっていただきまして、第6条であります。これにつきましては、印鑑の登録の改正点でございます。第5条において、通称または氏名の片仮名表記について、当該外国人住民に係る印鑑原票の登録事項に新たに加えるものでございます。第1項第3号への追加と第7号を新設いたしまして、済みません、戻っていただいて、第3項の「第1項第1号から第6号まで」を「第1項第1号から第7号まで」に改正するものであります。

続きまして、第10条でございます。1枚めくっていただきまして、第10条につきましては、印鑑登録の抹消の改正点でございます。現行第2号で、住民基本台帳法第8条を引用し、住民票の削除に伴う印鑑登録の抹消をうたっていましたが、外国人住民が加わることにより、より明確に表現する必要があるため、第2号では、転出、死亡による住民基本台帳の消除事由に係る消除について、第3号では、外国人住民特有の消除事由について明記するものです。外国人住民が帰化により日本人住民となった場合は、第3号の抹消事由に該当しますが、引き続き住民基本台帳に登録されることから、印鑑登録を抹消しない例外規定を明記しているものでございます。

続きまして、第13条でございます。第13条につきましては、印鑑登録証明書について明記いたしております。第6条で原票に記載することとなった通称及び氏名の片仮名表記について、印鑑登録証明書にもこの事項を記載するように改正するものであります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、葛城市手数料条例の一部を改正する点でございます。これにつきましては、第2条といたしまして、住民基本台帳法施行令の改正による引用をしている条項の番号変更に伴うものでありまして、第30条の18第1項を第30条の17第1項に改めるものであります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、福祉総合ステーション条例の一部を改正する件でございます。これにつきましては、この中で第6条に「または外国人登録原票に登録され」とされておりますのを削除するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、葛城市農業者健康管理休養センターの条例でございます。これにつきましても、第9条第1項第4号の「または外国人登録原票に登録され」を削除するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、経過措置についてでございますが、施行日についての件でございます。改正住民基本台帳法の施行日である平成24年7月9日とするものであります。

次に、印鑑条例につきまして、2番目でございます。現在、外国人登録法の適用を受けている者が、改正後の住民基本台帳法の適用を受けない者について、現行の条例に基づき印鑑登録している場合は、施行日において、その印鑑登録を職権で抹消する。この場合、抹消された者にその旨を通知するとなっております。

次に、3番目でございます。現行の条例に基づき印鑑登録をしている外国人住民の印鑑登録原票の記載内容が、平成24年5月7日以降に作成した仮住民票に記載された内容と変更が生じた場合は、施行日において、職権により印鑑登録原票を修正することとなっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま生野部長より、議第31号、葛城市印鑑条例等の一部を改正する条例について、詳細に説明をいただきました。質疑に入る前に、今回の住基法や印鑑条例改正の趣旨等について確認をしておきたい、このように思います。

これまで外国人登録法や入管法等によって、外国人がその在留資格の有無にかかわらず行政サービスの提供の対象になっていたわけでありまして。それが、外国人登録法が廃止され、外国人住民の住民基本台帳への整備により、これからは、本市の住基台帳に記録されている外国人に印鑑登録を受けるサービスを提供することができるようになった。また、その住民票等が発行できるようになった。いわば、従来から受けていた行政サービスを受けることになるわけでありまして。と、私は認識をしているわけでありまして、その認識でいいのか。違っていれば訂正をしていただいで正していただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

吉村委員長 西川課長。

あ、まだ続きますか。

白石副委員長 もうあれやな。3問ぐらい言っといてええ。

吉村委員長 そしたら、ちょっと質問を続けてもらえますか。済みません。

白石副委員長 失礼しました。3問ぐらい言っておきたいとこのように思います。

次ですが、住基法の改正、本印鑑条例等の改正によって、印鑑の登録サービスのほかに、

これからどのような新しいサービスが受けられるようになるのかお伺いをしておきたいと、このように思います。

次に、住基法の改正により、本市の住民基本台帳に記録された外国人の方は何人おられますか。また、記録されない外国人はおられますか。この点、お伺いをしておきたいと思います。

以上、3点であります。

吉村委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 先ほどの白石委員の質問の1問目なんですけれども、一応今までの外国人登録法でされた部分がなくなりますので、その分についてご説明させていただきたいと思います。

今までは、外国人登録の場合には、入国されてから居住地で外国人登録原票を作成し、それを入国管理局、法務省の方へ送らせていただいて、それをうちの方へ証明書が送られてきた分をまた本人に一応返していたという事務があったわけなんですけれども、それにつきましては、一応全部国の法務省管轄の入国管理局で一括でされるということになって、その事務が一応葛城市では減るということになります。それにつきましては、一応入国管理局の方からコンピューターを通じてデータ送信で、その状況を随時送ってくるということになります。

それと、外国人登録がなくなる関係で、一応住民基本台帳に登載されるわけなんですけれども、それについては、一応外国人の場合は、先に転入先の方へ転入届をしていただいて、それから転出先、葛城市から大和高田市に転出された場合に、大和高田市で転入手続をして、その分を大和高田市の方から葛城市の方に原票とかを請求されて手続をされていたわけなんですけれども、今回、住基法になりますので、外国人についても転出と同時に転出証明書をとっていただいて、転出証明書を持って大和高田市の方に転入届をしていただくという事務になります。そのときに新しくなります外国人登録証ですけれども、2つに分かれますけど、特別永住者証明書、それと在留カードですけれども、その関係で転出、転入と同時に一応裏書をして、公印を押して本人にお渡しするという事務に変わってきます。

それと次に、印鑑の登録、外国人についてのサービスなんですけれども、部長の方から、一応手数料条例の方で申し上げていたと思いますが、住基法が変わったということで、その住民基本台帳のカードが、交付市町村だけしか使えなかったものが今度は転出先でも。転出するときにはそれを返還ということになっておりましたが、それが他市町村へ転出してもそのカードを使用できるということになります。その関係で外国人につきましても、7月9日法施行と同時ではないんですけれども、一応予定では、1年おくれで来年の平成25年の7月7日を基準として、外国人であっても住民基本台帳カードがつかれるということになります。それが一応外国人で変わる分になります。

それと、仮住民票をうちの方で住んでおられる方に送らせていただいたのが一応236名、送らせていただいています。同じ世帯がありますので166通、配達証明付で郵便の方で送ら

せていただいています。ただ、2件ですねんけれども、仮住民票で送られていないのが2件あります。それについては、4月に一応登録証が、承認期間が切れた人がおられます。それとそれ以前に切れた方がおられますねんけど、それについては、一応連絡とるような形にして、7月までに仮住民票ができるような形で手続をもう進めておる次第でございます。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご説明をいただきました。これまで外国人登録法に基づいて、市町村と法務局等のキャッチボールという形で、非常に時間的な問題もありました。そのようなことが、課長の方からの説明によって、外国人登録法の廃止と住基法の改正によって、市町村が基本的に住居地において、外国人在留者にこのサービスを提供できるようになってきた。これは、昨今のグローバル化の中で経済のグローバル化とあわせて、この各国国民が本当に世界中を行き来するとういう状況の中で、外国人の人権がはっきりと守られるという点では非常によいことではないかというふうに思うわけであります。

次に、関連してお伺いをしたいんですけども、先ほど、住基台帳に記録された外国人の方、いわゆる仮住民票を発行された人数については236人と言われました。今、記録されていない人が2人ですか、2件と言いましたか、あるとういうことであります。これらの人は、もう既にこの外国人登録法に基づいて、ちゃんとこれまでは手続をしておられた人で、記録されていないという私の質問に対する人数にはカウントされないとういうふうに思うわけであります。本市には、住民基本台帳に記録されない非正規の滞在者、これは、外国人登録法や入管法等の規定により日本に在留することができる外国人以外の在留外国人ということなんですけど、とういう人はいないとういうことでありました。ところが、住基法では、先ほど申した非正規滞在者を住基台帳から除外されることになるというこのように聞いております。もし、住基台帳に記録されない非正規の滞在者が何らかの事情で本市に滞在することになった場合、住民票の発行等の行政サービスはどのような扱いになるのか、印鑑登録等々とういう問題はどのように扱われるのか。おわかりしている範囲でお答えをいただきたい、このように思います。

吉村委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 それにつきましては、まだ現在7月9日を迎えておりませんので、まだわからないんですけども、出てきた場合については、一応上部の関係省庁と連絡をとりながら、極力その外国人住民について不利にならないような形でとっていきたいとういうことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 西川課長の方から、前向きなご答弁をいただいたとういうふうに思ひてはいますけれども、既に総務省は、外国人住民基本台帳室長の方から通知を出して、いわゆる非正規の外国人在留者に対しても、これまでの外国人登録法や入管法等によって正規の在留外国人以外の外国人についても同様のサービスを提供してきたわけでありますから、とういうような扱いをやはり、していただきたい。当然、手続、整備が必要な身でありますから、総務省は、とうい

う人たちを何らかの形で適法、適正に記録をして、地方自治体で法的根拠をもってサービスを提供できるようにしていきたい、このように通知を出されておりますので、これは、ぜひ、そういうケースが出た場合は、もう都道府県はもちろんのこと、総務省の方も各省庁と連携をとって、そのような対応はされているというふうに思いますので、この点も確認しておいて、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 外国人の在住者の方が236名葛城市にはおられるというご答弁でした。この方たちは、葛城市にお住まいになってかなり日にちがたつんですか。何を聞きたいかということは、この方たちが、日本語をある程度というかしゃべれるかどうかということが一番気になるんですけども。といいますのは、もし、病気等になって緊急な場合、救急車に要請をして来ていただいたときに本人の意思が通じるような状況であるのかどうか、この点だけお聞きしたいと思います。

吉村委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 一応うちの方で考えていますのは、在留韓国人の方が大半で、他の国から来られる方については何人かおられますけれど、中国からの方については、一応労働研修という形で来られていますので、会社の方が一応かわりに通訳とかしていただいておりますので、今のところそれで困ったということは、こちらの方では情報を聞いておりませんので。この仮住民票につきましても、一応わからない点があったら会社の方に聞いてくださいということで、会社の方にも在留外国人の案内を出して、一応住民の氏名の確認とかしていただくように一応通知をさせていただいております。

川西委員 わかりました。

吉村委員長 よろしいですか。

川西委員 はい。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。
本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 それでは、上程いただいております議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

お手元に配付させていただいております連合規約の新旧対照表をごらんになってください。

本案につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正によりまして、これまで外国人登録法により外国人登録原票に記載されていた外国人住民が、住民基本台帳の適用対象となり、日本人と同様に住民票に記載されることになるため、規約で定める広域連合の経費を支弁するための収入の1つである関係市町村の負担金の額の算定において、各市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口を用いていることから、当該規定から「外国人登録原票」の文言を削除し、住民基本台帳に基づく人口によるものとする規約の変更を行うものであります。なお、この規約につきましては、関係市町村の協議が整った日から施行されるものであります。お手元に配付いたしております備考の1番、2番につきまして、この中から「及び外国人登録原票」というのを1番、2番とも削除する件でございます。以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願い申し上げます。平成24年度葛城市の一般会計補正予算（第

1号)の歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,656万7,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に分割付託となりました補正予算中の関係部分につきまして、事項別明細書の歳出より説明させていただきます。

7ページをお願い申し上げます。それでは、7ページでございます。歳出でございます。それでは、まず保健福祉部の歳出からご説明を申し上げます。3款民生費、1項社会福祉費、6目のいきいきセンター管理運営費でございます。11節需用費では、修繕料でいきいきセンターの1階、2階の畳表がえの修繕料が79万円、18節備品購入費では、同じくいきいきセンターの正座いす購入費で28万4,000円、合わせて107万4,000円の追加でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。5ページをお願い申し上げます。それでは、保健福祉部の歳入を説明させていただきます。一番下でございます。16款寄附金、1項、2目の民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の50万円でございます。先ほどご説明申し上げましたいきいきセンターの修繕費、備品購入費に充てるものでございます。

以上、簡単でございますが、保健福祉部の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 続きまして、市民生活部にかかわる補正についてご説明申し上げます。

まず、最初に歳出でございます。7ページをごらんください。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費であります。9節旅費6,000円、19節負担金補助及び交付金6万3,000円、合計6万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。歳入でございます。13款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金20万4,000円でございます。これにつきましては、中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま、吉川部長、生野部長の方から平成24年度の一般会計補正予算(第1号)、議第36号についてご説明をいただきました。若干の質疑をしておきたい、このように思います。

事項別明細書の7ページ、歳出であります。まず、いきいきセンターの管理運営費、修繕料あるいは庁用備品購入費という形で、それぞれ79万円、28万4,000円ということになります。修繕料については、1階、2階の畳の入れかえを行うと。庁用備品の購入では、正座いすというんですか、これを30脚ばかり購入をされたということになります。本来ならば、こういう予算は当初予算において措置されるべきものでありますけども、このたびの場合は、歳入の事項明細書の5ページにおいて社会福祉費寄附金という形で、このいきいきセンター

を利用されていた方が匿名で50万円の寄附をいただいたと。その気持ちを早速に実現をしていこうという形でこういう予算措置をされたということは、私は歓迎をしておきたいというふうに思います。

そこで、この寄附金をいただいたということは、とりわけ利用者から寄附金をいただいたということは、それだけいきいきセンターの活動が、その人の老後の人生にとって非常に有意義なものであったということのあらわれだとかいうふうにするわけではありますが、そこで、この匿名の方なのであれでしょうけども、この寄附に当たって、このようなことに使ってほしいというふうな何らかの用途を指定するようなことがあったのかどうか、この点、お伺いしておきたいなというふうに思います。

以上です。

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

これにつきましては、4月に入ってから寄附の申し出がございました。その中で、やっぱりお年寄りということから足が悪うございます。その中で正座いすというようなことがありました。その上でまた、特に1階の畳の損傷といいますか、そういうようなことも言われまして、そういうような形での寄附のご意思を今回、形であらわしたものでございます。そういうふうな形のご意思がございました。

以上です。

吉村委員長 市長。

山下市長 寄附に来られたときに私もお会いをさせていただきまして、そのご意思というかご篤志をお受けをさせていただいたわけでございますけれども、その折に、自分もこのいきいきセンターで教室を使わせていただいていると。どことは言わないけれども、その折に、今部長が言ったように、お年寄りがたくさんいらっしゃるけれども、正座でやるには少しつらいし、それをちょっといすをみんなに買っていたきたいということと、それと、畳表がかなり劣化もしておって正座をしたときにひざにつくんやと。それを、その方は2階部分でいつも教室と言っておられたんですけれども、できたらあわせて1階部分もという思いで、明らかに明確に用途を指定されましてご寄附をされました。その意思を受けまして、我々としては、少し市の方からも出させていただいて全部かえさせていただこうとこの予算になったわけでございます。

吉村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 市長の方からもご答弁をいただきました。ご利用されていた方で、本当に具体的に要求というか思いを述べられているのではないかと。確かに、幾ら正座を中心に生活してきたお年寄りでも高齢になればなるほど、やはり、つらくなってきているというのは当然のことです。畳が傷んでくればひざに畳のけばだった端がつくというのもそのとおりだというふうに思います。その意思を本当に酌んで、それに増額をしてきちっと対応されたということを歓迎しておきたいと。

以上であります。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

南委員。

南 委員 座いすということでありがたいなと思うんですけど、このいすの形を購入するときには、ちょっと考えて買っていたきたい。私もこの前の運営委員会の際にいすを見させていたんですけども、どうもまちまちのいすで、座ったままずらすから畳の表が傷む、すり切れるというようなことで、ですから、そのいすを買うときには、いすの底部分もちょっと注意しながら買っていたきたいなど。

以上です。

吉村委員長 要望ですね。

南 委員 はい。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 それでは、歳出の7ページの衛生費、清掃総務費の旅費並びに負担金補助及び交付金、これについてお伺いをしておきたいと思います。

この予算措置については、廃掃法の一部改正に伴って、これまで努力義務であった施設に関する技術管理者等の設置について、これが義務となってきたという形で、このような技術管理者等の養成をする、資格者を養成するという形での予算措置だということに思うわけでありましてけれども、この点の廃掃法の内容、それに対してどのような技術管理者等が必要であるのか、今回はどのような人材をこの研修にその任を任されているのか。これは公務員ですから、当然人事異動はあるわけですね。今後どのようにこの養成をされていくのかお答えをいただきたいと思います。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまの副委員長のご質問でございます。

この件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条によりまして、技術管理者を置くことが義務づけられております。その中で、この法律につきましては、平成24年の4月1日から施行されておるわけでございますが、経過措置といたしまして1年間猶予が与えられているということでございます。その中で葛城市におきまして、ごみ処理の関係の技術者が現在1名もおらないという中で、今回、当然新年度予算で計上すべきであったかと思うんですけど、その中で、国における研修等の要綱が確定いたしましたのが3月ということに相なったわけございまして、今回ごみ施設の処理のコースに職員を1名を派遣したいというように思っております。大阪市の方で4日間開催されるわけでございますが、それに伴う旅費とあと研修の負担金ということで、旅費が6,000円と研修の4日間の負担金を計上させていただいておるわけでございます。今回、新庄クリーンセンターの事務の職員の方で、化学系の学校を卒業した職員がおります。その中で、そういう経験のある分については、この4日間のコースでいいということで、今回その1名を派遣いたすことになりました。

なお、事務職員でございますので、いつまでもクリーンセンター等に配属は不可能かと思

います。今後、新炉建設に向けまして、当然新クリーンセンターにおきましても、こういうごみ処理なり、リサイクル施設等の管理者が当然必要と相なってくるわけでございますので、部内等も含め、両クリーンセンター等も協議いたしまして、来年から現業の職員を研修に派遣したいというような意向を持っておるわけでございます。来年度は新庄クリーンセンターから1名、當麻クリーンセンターから1名というような程度で、当然、国の方の研修の期間等の研修コースもまだ決まっていないわけでございます。決まった時点で当然、新年度予算にそういう旅費なり研修の負担金等を盛り込ませていただきまして、今後は、現場の職員でそういう面につきましても対応いたしたいというように思っております。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 生野部長の方からこの間の経過も含めてお答えをいただきました。聞かない前から言うてくれはったんであれですけども、本来ならば新年度予算でこれは措置されるべきものであったけれども、国そのものの手続といいますか、これらがおくれて、地方自治体としての予算措置等もおくれてきたということでもあります。この点については、昨今の明許繰越等々の諸問題を含めて、非常に国が法改正あるいはシステム変更等々において、本当に地方自治体に対する配慮が欠けているという点は、ここでまた一言申し上げておかななくてはならないというふうに思います。

今、部長の方から、本年度については一般職員、いわゆる事務員がたまたま関係学校を、大学ですか、高専でしたか、卒業されているということで、4日間コースでいけるということでもあります。これは、次善の策としてとられるわけで、今後については、この新炉建設に当たって、新炉あるいはリサイクルセンターあわせて、やはり技術職員の配置が求められるということで、現業職員、その職務に専念をされているそういう職員からこの技術職員を養成していくというご答弁でありました。これはこれでいいと思うんですけども、これはあれですか、4日間行けば自動的にそういう資格が得られるものなのか、10日間行けば資格が得られるものなのかどうかお伺いしておきたいと思っております。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 当然管理者という資格でございますので、最終的には書類的な資格、適性といえますか、試験がございます。その試験に合格して管理者として認められるということに相なろうと思っております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ということは、10日間行けば、あるいは、4日間行けば資格が得られるというわけじゃなくて、やはり試験を受けなきゃならないということでもあります。これは、管理者になるための研修を受けることを指名された職員にとっては大変なことだと思うんです。それと、これ、當麻クリーンセンターの更新、あるいは、リサイクルセンターそのものの新たな操業ということになれば、人数もこれ、2人いるわけでしょう。ではないんですか。1人でいいんですか。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ごみ処理施設でございますので、一般ごみの施設なり、リサイクル等がございますので、1人で全て取れば1名でいけるかなという思いはしとるわけです。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 わかりました。1人でいろんな技術管理者としての資格を取ればそれで間に合うということであるけれども、生野部長の答弁では、リサイクルセンター、焼却炉という形で、やはり2名を確保したい、こういう意思だろうとこういうふうに思うんですけども、もちろん、この新クリーンセンターの竣工、この炉の運転というのは、その時期なわけでありましてけども、これらはやはり、ちゃんとした計画を持ってやっていただかないと、この業務に当然支障を来たしてくるわけでありまして。単に10日間の研修を受けただけでは、資格は得られないということであるならば、実際にこの現場職員自身がやっぱり勉強する機会をきちっと確保してあげなければ、これはなかなか難しい話だというふうに思うんですね。ですから、対応そのものがスタートからおくれているわけで、やはりできるだけ早くこの対応をして、技術管理者の確保をきちっとやっていただきたい。そして、その資格取得に行かれる職員についてのちゃんとした時間的な確保、仕事の支障を来たさないような対応をしっかりとさせていただくことを求めている。このように思います。

以上です。

吉村委員長 ちょっと1点確認しておきますけれども、今10日間の話が出ていますけれども、この化学系の学校を出ていなければ10日間研修が必要ということになるんですね。来年からは、10日間の予算ということになるんですね。

生野部長。

生野市民生活部長 今回は、化学系の高専を卒業いたしておりますので、その中で4日間のコースということでございます。詳しく申しますと、学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校の中で、理学、薬学、工学、農学の課程の中で、衛生工学、または化学工学等の科目を履修し、または卒業した者は4日間ということになりますので、幾ら大学等を卒業いたしておってもこういう課程を卒業していなかったら、もう10日間ということになります。

以上でございます。

吉村委員長 はい。わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案の関係部分の採決をいたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第36号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、現在の事業の進捗状況について、理事者側より説明を求めます。

高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 おはようございます。當麻クリーンセンターの高橋でございます。よろしく申し上げます。

當麻クリーンセンター解体に伴います業務の処理についてということで、ただいま委員長の方からありました。平成24年度の當麻クリーンセンターの業務の処理経緯につきましてご報告いたします。

仮事務所を拠点といたしました當麻地域のごみの収集作業を現在実施しております。収集いたしております空き缶、空き瓶、粗大ごみ、不燃ごみ等の処理につきまして、平成24年の5月1日から市外の業者、これは田原本にございます南部環境開発に処理業務の委託をし、平成24年度、平成25年3月31日までとする契約を締結をして、処理を行っているところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問はありますか。

副委員長。

白石副委員長 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理ということの調査事項であります。この間、クリーンセンターの更新にかかわって、いろいろ現場は大変ご苦労されているわけでありまして、この5月の1日から処理業務、いわゆる業者に委託をされたわけでありまして、この業者委託にかかわった入札の経過についてご説明をいただきたい、このように思います。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 副委員長のご質問の入札の経過についてでございます。これにつきましては、4月の16日の業者選定委員会の方に提出させていただきまして、當麻クリーンセンターにつきましては、処理のみということでございます。その中で、処分業者、処理業者につきましては、昨年度は、南部環境開発に随意契約で委託いたしておったわけでございますが、今年度につきましては、葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合というのが設立なされたわけございまして、それと南部環境開発の2社を業者選定委員会で指名するという同意をいただきまして、業者指名を行ったわけでございますが、入札時に際しまして、一般廃棄物の処理収集運搬処理事業協同組合から入札の辞退ということに相なったわけございまして、南部環境開発さんによる1社の随意契約になった経緯でございます。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 2社を指名されたけれども、入札当日に辞退の届出があったということで、その理由

はどのような理由だったのでしょうか。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 理由につきましては、都合により辞退という理由でございます。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 都合による辞退。もちろん、この入札にかかわる運用の中で、見解としては辞退をした場合の理由は必要ない、このような見解もあるみたいでありますけれども、私は、その現場の入札契約事務にかかわる者たちが、これは業選もして、この指名業者を決めるわけありますけれども、当然この指名をすれば、この事業の内容や、事業の能力、こういうことからして、当然この指名にこたえられる業者という形で指名をしておられるわけありますから、それが実際に辞退が出て、その理由が「都合により」というふうなことでは、本当に業選や現場責任者がどのような形でこの入札事務に取り組んできたのかという点が、問われなきゃならないというふうに私は思いますし、本当に最近できたこの一般廃棄物収集運搬処理事業組合そのものの、市の業務委託に対する認識そのものが非常に軽く見られているのではないかというふうに受け止められます。

一方、新庄クリーンセンターにおいては、この事業組合と随意契約をしているんですね。そういう業者なんです。随意契約するというのは、それこそ信頼関係がきちっとあって、業務の内容や能力において問題のないところ、価格においても、やられるのが当然のことなんです。そういう業者がどうしてこの辞退届を出して、その理由も「都合により」という私から言わせたら無責任な辞退の理由と言わざるを得ません。この点は、本委員会の議論はこの程度でとどめておきたいと思っておりますけれども、また、機会があれば入札契約事務全般において随意契約等の問題とあわせて議論をしたいとこのように思います。

以上であります。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいというふうに思います。

お諮りします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

(発言する者あり)

吉村委員長 協議会の方でお願いできますか。済みません。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば、お受けしますが、いかがですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって民生水道常任委員会を閉会いたします。

本日は、早朝より慎重審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会をいたしたいと思います。

閉 会 午前10時30分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長

吉 村 優 子